

■ 募集要項や提出書類等に係る質問

(1) 出願資格には「概ね1時間以内で通学できる者」と記載がありますが、どの程度の時間までが許容範囲でしょうか。

→ 下記地域に居住している場合は、出願資格があります。

奈良県

奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、宇陀市、桜井市、橿原市、大和高田市
香芝市、葛城市、御所市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、北葛城郡、高市郡

京都府

京都市、八幡市、宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡

大阪府

大阪市、東大阪市、八尾市、柏原市、枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市
大東市、守口市、門真市

(2) 小学校の担任の先生にお願いする「成績報告書」に課外活動やボランティア活動等を記載すると合格判定に反映されるのですか。

→ 課外活動、ボランティア活動等の活動は合否に影響しません。

(3) 合格発表時に保護者が来ないといけないのでしょうか。

→ 合格発表は、例年であれば午後3時頃、本校玄関前に受検番号を掲示します。合格された場合、その後午後5時までに本校事務室窓口で受検票を提出して、合格通知書と入学手続きに必要な書類を受け取っていただくという流れになります。受検票を本人が持参されれば、必ずしも保護者の方が来られなくても問題ありません。その後、「入学誓約書」もしくは「辞退届」を出される場合には、どちらの場合も押印の必要がありますので、それは保護者である必要があります。

合格発表当日にこのいずれかを出される場合（ほとんどの方は当日にされます）には、保護者が来ていただく必要があります。

(4) 出願方法がインターネット出願になっていますが、成績報告書は郵送となっているのでしょうか。

→ 在籍小学校の担任の先生に負担をおかけしていることですので、これまで通り「郵送」のみの受付としています。成績報告書は、担任の先生から受け取り、封を切らずにそのまま、本校指定の出願書類郵送用封筒に入れて郵送（書留）してください。小学校で封入していただいた封筒が大きくて、本校指定の出願書類郵送用封筒に入らない場合は、二つ折りしても構いません。

(5) 小学校の成績はどのように合否判定に利用されているのでしょうか。

→ 小学校5・6年生の学習の記録と出欠の記録を10点満点にして合否判定しています。欠席はよほど多くない限り問題はありません。